

保育所等の園見学に関するQ & A

保育所等とは認可保育所、認定こども園、小規模保育施設をいいます。

Q 1 申込み前の見学は必要ですか？

園見学は、令和8年4月入所の申請分より必須化となりました。保育所等で保育内容や方針、自費でかかる費用（給食費、教材費、行事費等）などが異なるため、入園を希望するお子さんと一緒に見学してください。（要予約）特に食物アレルギーや宗教食への対応は施設により異なりますので事前にご確認ください。

なお、園見学の有無は様式「児童の状況」の下部の園見学確認欄にて確認を行います。児童の状況を記載のうえ、園見学を実施し、園の方に日付とサインをいただくようお願いいたします。

園見学の有無が確認できない場合は減点の指数が付きます。

Q 2 園見学は希望するすべての園の見学をしないと減点がつきますか？

園見学は希望するすべての園を見学いただかないと、減点の指数が付きます。希望園は、必ず通える園のみの記載をお願いします。（令和8年4月の入所の申請分より減点となります。）

Q 3 市外の園を希望する場合も園見学は必要ですか？

市外の園を希望する場合は、希望する園のある市町村にご確認いただき不要であれば特に必須ではありません。

Q 4 市外から希望する場合は園見学が必要ですか？

必須になります。特に在勤要件での申請の場合は、必ず園見学を行ってください。

転入予定の場合に遠方で園見学ができない場合は、Q 5 を参照してください。

Q 5 転入予定の申請で、現在は遠方のため見学することが難しいです。どうしたらよいですか。

希望する園に連絡し、園見学ができないことを伝え、電話で園の説明を聞いてください。

電話した日と園名（対応した方の名前）を代筆する許可を得たうえで、様式「児童の状況」の園見学確認欄に記載し申請してください。

申請収受時に園に園見学の有無の確認を取る場合があります。

Q 6 園見学をしなくてもよい場合はありますか？

原則園見学は必須ですが、きょうだい児がすでに在園している場合や、直近（1年以内を目安とする）ですでに園見学をしている場合など、園が不要と判断した場合は不要とします。

いずれも園に連絡し園見学が不要であることを確認したうえで、確認日と園名（対応した方の名前）を代筆してください。

なお、申請期限までに見学ができなかった、忘れていたなどは認められませんので、必ず申請期限までに園見学を済ませてください。

その他やむを得ない事情があり園見学ができない場合は市にご連絡ください。

Q 7 園見学では何を確認したらよいですか。

園見学は、施設利用ルールの周知徹底、児童の健康状態や保護者の希望（必要）保育時間等を園と保護者が相互に事前確認するために行うものです。

主な確認事項として、保育の内容や方針のほか、預かり時間や曜日（特に土曜日）について、児童の状況の事前相談（アレルギーや保育中の配慮事項等）、ならし保育の期間やおむつについて、自費でかかる費用についてなどが想定されます。

内定辞退や、入所してからの転園は減点が付きますので、事前によく確認して申請してください。